

平成24年3月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成24年3月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成24年3月5日（月） 午後3時00分開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 委員長の選挙
 - 5 会議録署名委員の指名
 - 6 議案第47号 市川市特別支援教育推進計画の策定について
議案第48号 市川市中央図書館及び市川市映像文化センターの管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第49号 市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 7 その他
 - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第47号 市川市特別支援教育推進計画の策定について
議案第48号 市川市中央図書館及び市川市映像文化センターの管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第49号 市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 2 その他（1）平成24年度市川市学力・学習状況調査の実施について
（2）平成23年度教育実践記録論文表彰について
（3）平成23年度「いちかわ市民アカデミー講座」の実施報告について
- 5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 庸恵

6 欠席委員 吉岡 博之

7 出席職員、職・氏名

教育次長	岡本 博美	教育総務部長	下川 幸次
学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	藤間 博之
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	高橋 まゆみ
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	赤石 欣弥
指導課長	押田 敏郎	保健体育課長	水嶋 雅
教育センター所長	平山 淳子	生涯学習振興課長	丸山 賢治
地域教育課長	鈴木 栄司	青少年育成課長	安部 幸弘
公民館センター長	齋藤 忠昭	中央図書館長	松本 雅貴
考古博物館長	新木 等	自然博物館長	宮田 明吉

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	山田 浩一
"	副主幹	近藤 孝子
"	副主幹	宮内由美子
"	副主幹	岡田 靖弘
"	副主幹	関原 一久
"	主 査	吉成 悟

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成24年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。最初に、議事4委員長の選挙を行います。事務局より選挙について説明をお願いいたします。

○ 事務局

宇田川委員長の委員長としての任期が、昨年4月1日より本年3月31日までとなっておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により4月1日からの委員長の選挙を行う必要がございます。前任委員長の在職中に停止条件を付して、次の委員長の選挙をしておくことも可能とされておりますので、委員長の不在期間が生じることがないように、平成24年4月1日からの委員長の選挙を、本日行っていただくものでございます。なお、選挙の方法につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条及び市川市教育委員会会議規則第5条の規定に「指名推せん」の方法によることとして差し支えないとされており、本市では従来、指名推薦により実施しております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ただいま、指名推薦も可能との説明がありましたが、この方法によるということではよろしいでしょうか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

それでは、推薦をお願いいたします。

○ 中村委員

すべての面において安心してお任せできると思いますので、引き続き宇田川委員長さんをお願いしたいと思います。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

私、宇田川ということでご推薦いただきました。ご異議がないようですので、4月1日からの教育委員長と決定いたします。

○ 事務局

それでは、宇田川委員長には、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間、委員長の職をよろしくお願いいたします。宇田川委員長、一言就任のご挨拶をお願いいたします。

○ 宇田川委員長

— 挨拶は割愛 —

引き続き会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、中村委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第47号 市川市特別支援教育推進計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

提案理由につきましては、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うために、特別支援教育に関するこれまでの施策を踏まえ、さらにその充実・発展を図るために市川市特別支援教育推進計画を策定することが必要である、このことから提案させていただきます。これまで進捗状況等につきましてご報告させていただいてまいりましたけれども、前回資料として配付いたしました後に、本計画を作成するに当たりまして連携して取り組みを進めておりますこども部、福祉部、保健スポーツ部の各部長、次長と学校教育部との話し合いの時間を持たせていただきました。その会議の中でご指摘いただいた点も含めまして見直した点を中心にご説明申し上げます。まず、計画の1ページ目をごらんいただきたいと思います。1番の「計画策定の趣旨」におきましては、本計画策定に至る上位法ですとか背景について触れまして、教育委員会はもとより関係部局との連携・協力のもと、子どもたち一人一人のライフステージに応じた必要な支援を提供していくための計画であることを書いてございます。また、本計画が何を指すためのものなのか市民の方々に伝わりやすいように、「すべての子どもたちは」から始まります冒頭の4行をつけ加えさせていただきました。次に、3ページ、4ページとなりますけれども、本計画の「基本計画と実施計画」について整理いたしました。3年目で実施計画の見直しを図ることになりますけれども、具体的な取り組みとして挙げております内容についての見直しとなります。また、計画の推進に当たりまして、評価をどのように進めるか、これまで明記しておりませんでしたので、4ページの5番に評価についての考え方を記しました。評価の実施につきましては、取り組みの中でも数値として評価することが難しい内容も数多くございます。また、教職員や保護者、児童生徒も巻き込んだ評価を考える必要がございまして、大変デリケートな問題も含まれているために、慎重に評価の方法や指標を検討する必要があると考えております。そこで、次年度、24年度は取り組みの実態把握を丁寧に行いながら、作業グループにおきまして評価の内容、方法、指標等について検討してまいりたいと考えております。続きまして、計画の6ページをごらんください。本計画の中でも軸となるものとして、市川スマイルプランがございまして、これは、支援を必要とする子どもたち一人一人のニーズに応じまして関係機関が連携し、ライフステージに応じた必要な支援を行うための計画でございます。市川スマイルプランについては、計画の本文や取り組みな

どいろいろなところで、その作成と活用について触れてございます。そこで、市川スマイルプランというものを具体的にイメージしやすいように、6ページに図として載せさせていただきました。また、図につきましても、以前掲載しておりましたものは、矢印の先の部分に大学ですとか専門学校等々、進学を強くイメージさせる表記となっているというご指摘をちょうだいいたしました。本日の資料では、矢印の先の高等学校、また特別支援学校（高等部）の丸の中に「一人一人の自立に向けて」と表記いたしまして、労働関係とのつながりもわかりやすくいたしました。子どもたちがそれぞれの自立を考え、その実現に向けた取り組みを支援するものであるということが伝わるとよいと考えております。また、7ページのⅢ現状と課題につきましても、全体を通してわかりやすく現状を伝えるような内容にさせていただきました。全体の課題を受けまして、教育委員会としての今後の取り組み姿勢を示すものとして、15ページに6番「今後に向けて」の1項目をつけ加えさせていただきます。具体的な取り組みの中では、19ページの「④幼稚園等における特別支援教育の体制整備の推進」のところを変更しております。幼児教育の形が変わりつつあるとの状況でございますので、特別支援教育の体制整備は公立幼稚園だけにとどまらず、保育園ですとか私立幼稚園等にも広げていけるようにとの姿勢を示すために、取り組みの概要の④として、市内全幼稚園保育園等に研修会への参加を呼びかけていくことを明記いたしました。以上のように、本計画はさまざまな方々にご意見をちょうだいしながら作成をしてまいりました。その中で各部局との連携や協力も進めてきております。この計画が支援を必要とする子どもたちの教育ですとか生活の充実につながるものとなるように努力してまいりたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

前回も尋ねたのですが、課長がおっしゃるように読ませていただくと、軸になっているのは、市川スマイルプランが随所に出てきて、それがそれぞれの方針1でも2でも3でも重要なポイントのところに出て、それからちよつとサブ的なところにも出ているのですね。それはそれでスマイルプランを重視していくというのがわかっていいのですが、それを踏まえて、4ページの今ご説明いただいた前期計画の中の実態把握の内容、「④市川スマイルプラン作成数の把握」は、中を読ませていただくと、作成の数の問題ではなく、それぞれ活用推進というところがメインだと思います。活用ということは、事例等に力を注いでいるというのがわかるのですけれども、したがって、ここを「作成数の把握」というよりは、例えば1つの学校で市川スマイルプランが子どもの支援にとっても役立つということがわかれば、その学校全体に広

がると思います。つくっただけでは全然意味をなさない。つくるのは大変だけれども、つくとこんなにもいいものなのかというのを実感しないと広まらないのではないか。スマイルプラン作成は、この資料の中だと23年度にはもう実施されている内容で、24年度はさらに一步進んでもいいのかなと思った次第です。これはいいのですけれども、それだけ力を注いでいるので、つくっただけではもったいないかなと思いました。

○ 指導課長

ご指摘いただきましたとおり、確かに市川スマイルプランについては、さらにそのよさは広げていく必要があることは認識しております。残念ながらすべての困りぐあいのあるお子さんについてスマイルプランの作成が進んでいるという状況ではございませんので、目に見える数字として、まずは作成数というところで第1段階としてはとらえていこうではないかというところでおさまっております。ですので、お話のあるとおり、この作成数プラス効果、成果についても文言として評価の一部に加えていきたい、また、作業部会でこの部分についてはさらに詰めてまいりたいと考えております。

○ 宇田川委員長

五十嵐委員、よろしいでしょうか。

○ 五十嵐委員

いいです。よろしく願いいたします。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第47号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第48号 市川市中央図書館及び市川市映像文化センターの管理に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 中央図書館長

資料は2ページからになります。次の議案第49号も同様の改定でございますので、一括して議案第49号 市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての議案説明をさせていただきます。初めに、市川市の図書館の設置及び管理に関する条例は、中央図書館及びその分館であります平田図書室の設置及び管理に関して規定する市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例と、行徳図書館を初めとする地域館4館の設置及び管理に関して規定する市川市立図書館の設置及び管理に関する条例の2本立てとなっております。したがいまし

て、これらの図書館設置及び管理に関する条例の施行規則であります教育委員会規則も、市川市中央図書館及び市川市映像文化センターの管理に関する規則と、市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則との2本立てとなっております。これら2本の図書館の規則につきまして、今回ほぼ同様の一部改正を行うものでございます。次に、改正の主な趣旨でございますが、2点となります。1つ目、改正図書館法に加えられました図書館運営の評価とその情報開示に関する規定について教育委員会規則に明示すること、2番目といたしまして、現在実施している主な図書館サービスの根拠規定及び委任規定を教育委員会規則に置くことにより、既に施行している、または今後整備すべき各種図書館サービス実施に係る要綱や内規類との委任関係を明確にすることでございます。続きまして、主な改正点、およそ7点につきましてご説明いたします。新旧対照表でご説明を申し上げたいと思いますので、資料は6ページをお願いいたします。改正の1点目、平成20年に行われました図書館法の改正におきまして、新図書館法の第7条の3運営の状況に関する評価とその結果に基づく図書館運営の改善についての規定及び第7条の4運営の状況に関する情報の提供についての規定が新たに加えられましたが、この規定を受けまして、市川市の図書館として図書館評価及び情報の提供を実施していくことを明示する規定を新たに置くものでございます。6ページの右の改正後の第2条に当たります。15ページ、先ほどのもう1つの市立図書館の規則の改正後の第1条の2ということで同様の文言が入っております。以降、資料につきましては6ページから始まります中央図書館のほうの規則改正の対照表をご参照いただきたいと思います。2点目、現行図書館規則に既に規定されておりますけれども、蔵書の構築に関する条項に市民からの資料の寄贈及び寄託に関する規定及び図書館法第9条第2項に規定する国及び地方公共団体の機関の公共図書館への公の出版物の無償提供に関する規定を受けて、市川市立図書館として国、県、県内の市町村などに公の出版物の提供を依頼していくことを明示する規定を加えるものでございます。6ページの改正後、第2条の2第2項及び第3項に当たります。3点目、館内閲覧や読書席の利用など、図書館利用者の館内利用の方法に関する根拠規定を新たに置くものでございます。7ページの改正後の第2条の3第1項及び第2項に当たります。4点目、現行規則に既に規定されておりますが、レファレンスサービスに関する条項に他の図書館等との協力レファレンス実施の根拠規定を新たに加えるものでございます。7ページの改正後、第3条第3項及び第4項になります。5点目、図書館資料の予約、リクエストサービス及び他の公立図書館等との相互貸借に関する根拠規定を新たに加えるものでございます。9ページから10ページ、改正後の第8条の2第1項及び第2項に当たります。6点目、障害者サービス及び自動車図書館サービス実施の根拠規定を新たに置くものでございます。10ページから11ペ

ージ、改正後の第9条の2が障害者サービスでございますが、第9条の3第1項及び第2項が自動車図書館規定になります。こちらにつきましては、市立図書館で同様の対照としますのが19ページでございますが、市立図書館の規則には障害者サービスのみを規定させていただいております。これは、自動車図書館は中央図書館を基地として実施しているサービスであるため、市立図書館規則には自動車図書館に関する規定を置いていないということになります。7点目、11ページ、改正後の第18条でございますが、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定めるという委任規定を新たに置くものでございます。説明は以上でございます。施行期日につきましては、平成24年4月1日を予定しております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第48号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続いて、議案第49号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)平成24年度市川市学力・学習状況調査の実施についてを説明してください。

○ 指導課長

資料の20ページ、21ページをごらんいただきたいと思います。これまでにご報告させていただきましてとおり、市川市全体の児童生徒の学力や学習状況の実態や各学校の課題を教育委員会としての的確に把握するために、平成23年度市川市学力・学習状況調査を全小中学校で実施したところでございます。国の動向に振り回されることなく、毎年同じように市川市の児童生徒の学力や学習の状況を把握するために、来年度も引き続き市独自の学力・学習状況調査の実施を計画しているところでございます。平成24年度市川市学力・学習状況調査は、7月の中旬に全小中学校での一斉実施に向けて、ただいま準備を進めているところでございます。調査対象学年及び教科は、平成23年度と同様、小学校では第5学年で国語、算数、生活行動・学習活動調査を行います。中学校では、第2学年で国語、数学、生活行動・学習活動調査をそれぞれ実施する予定でございます。今後の予定についてご説明申し上げます。

ますと、本議会で予算が決定いたしましたら、3月の定例校長園長会議におきまして大まかな予定について口頭で説明し、お伝えする予定でございます。続きまして、4月には各学校に文書で平成24年度市川市学力・学習状況調査の実施の決定を通知する予定でございます。6月に入札、委託業者等が決定いたしましたら、平成24年度市川市学力・学習状況調査の実施要綱等につきまして、さらに詰めてまいる予定でございます。本調査は市川市教育振興基本計画の推進のためにも、市内の児童生徒の学力を経年で把握、分析いたしまして、学力向上に向けた授業改善や指導方法の工夫、改善を図っていくために大変重要なことであると考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。

○ 五十嵐委員

23年度は1月にあったのですよね。その調査結果とか結果の分析等は、いつごろになるのですか。

○ 指導課長

本年度の実施につきましては、1月23日から2月3日までの2週間の間で、各学校の行事等々によりまして、実情に応じて実施をしていただきました。分析結果につきましては、仕様書によりまして3月9日までに東京書籍株式会社から調査結果が参りますので、それが各学校に届きます。各学校がそれをもとに分析をすることと、私たち教育委員会といたしましては、市全体を分析していく作業にその後取りかかっていくこととなります。その結果につきましては、年度が改まって各学校にお示しできるように進めたいと思っております。

○ 五十嵐委員

わかりました。ありがとうございます。そうすると、6年生になっている子や中3になっている子たちには、またその特性とかで生かされるということですね。

○ 宇田川委員長

次に(2)平成23年度教育実践記録論文表彰についてを説明してください。

○ 教育センター所長

市川市では、昭和54年より教育実践記録論文の募集を始め、今年度で33回を数えます。日々の教育活動を教育実践記録論文にまとめることで自己啓発を促し、また、教育実践記録論文集「いぶき」を発行し、すぐれた実践を共有財産とすることで市川教育の向上に寄与したいと考えます。1月12日に東京学芸大学大熊 徹教授、市川市教育委員会五十嵐芙美子委員、幼小中学校から各1名の園長、校長先生に審査していただきました。審査結果は22ページのとおりです。今年度は若年者研修などで積極的に呼びかけた結果、応募件数が一般部門は11編、昨年度は10編でした。フレッシュ部門は8編、昨年

度は3編です。昨年度より6編増加いたしました。2月14日には表彰式に続き、フレッシュ部門の最優秀賞者、一般部門の最優秀賞者による発表会を開催いたしました。2年目教員64名が発表会に出席しましたが、真剣に発表を聞き、大きな刺激を受けたことと存じます。なお、最優秀、優秀、優良については、実践記録論文集「いぶき」としてまとめ、各学校に配布するとともに、平成24年4月より教育センターホームページに掲載する予定でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(3)平成23年度「いちかわ市民アカデミー講座」の実施報告についてを説明してください。

○ 生涯学習振興課長

議事日程の最後の23ページをごらんください。初めに、平成24年2月4日の昭和学院短期大学並びに和洋女子大学、18日の千葉商科大学、以上3大学による市民アカデミー講座の閉講式をもちまして、本年度すべてのいちかわ市民アカデミー講座が終了いたしました。今年度の実施結果につきましては、3の表のとおりになります。応募者が322名、そのうち受講者が189名で、年間10回の講座で、延べ受講者が1,390名になります。出席率が73.5%、8回以上出席された受講者に交付します修了証書授与者は、3大学合わせて124名で、約65%の方が修了証を受け取られました。応募状況とか出席率を見ましても、この事業が市民に人気もあり、定着もしてきていること、また、さらに事業内容の充実を求められているものと担当課としては考えております。そのことを踏まえまして、今後も3大学と協議をしながら、受講者定員の拡大を検討していくものとし、応募者の受け入れ体制を強化できればと考えております。この市民アカデミー講座の最大の目的でございます新しい知識を習得し、広く仲間づくりを図るきっかけづくりとして、大学によっては閉講式の終了後に懇親会を開催し、受講者同士の意見及び情報交換等の場を提供している大学もございます。また、講座内容につきましては、受講者の学習成果を地域活動に生かすという点から、各大学ともそれぞれ特色のある生活に身近なテーマを考えて開講しております。受講者の中には、環境ボランティアとか語学翻訳、保育サポーターなどの活動とか健康都市推進員、社会福祉協議会などを通じてのボランティア活動に取り組まれている方もいらっしゃいます。当課では、それらの方々を生涯学習人材情報として登録させていただき、機会があった際には力をかしていただければと考えております。本年度につきましても充実した内容で開催してまいりましたが、来年度についても、また充実した内容で継続していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。報告は以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。本日の議事は以上でございますが、皆様から何

かございますか。

○ 他の委員

　　ございません。

○ 宇田川委員長

　　それでは、これをもちまして平成24年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時35分閉会)

C

C

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

中村 ふじ江

委員

田中 庸憲

C

C